

病 第 1099号

平成20年10月7日

大阪府地方独立行政法人評価委員会

委 員 長 奥 林 康 司 様

大阪府知事 橋 下 徹

地方独立行政法人大阪府立病院機構の役員報酬等規程の改正について（通知）

別添のとおり、平成20年9月10日付け府病本第334号及び府病本第336号により、地方独立行政法人大阪府立病院機構理事長から役員報酬規程を改正した旨の届出がありましたので、地方独立行政法人法第49条第1項の規定に基づき通知します。

連絡先

大阪府健康福祉部

病院事業課企画推進グループ

水井 理弘

TEL 06-6941-0351 内線 2501

FAX 06-6944-6688

府病本第334号  
平成20年9月10日

大阪府知事  
橋下 徹 様

地方独立行政法人大阪府立病院機構  
理事長 高杉



地方独立行政法人大阪府立病院機構役員報酬等規程及び給与規程について（届出）

平成20年7月29日付けで標記の規程の一部を改正したので、地方独立行政法人法第48条第2項及び第51条第2項の規定に基づき、別紙のとおり届け出します。

「給与規程」の変更に関する法定の手続は、法人から知事への届出のみですので、給与規程に関する資料等の添付は省略させていただいております。

受取

平成20年9月26日

## 地方独立行政法人大阪府立病院機構 役員報酬等規程

制定 平成18年4月 1日規程第 4号

改正 平成20年3月26日規程第73号

改正 平成20年7月29日規程第92号

## (目的)

第1条 この規程は、地方独立行政法人大阪府立病院機構（以下「法人」という。）の理事長、副理事長、理事及び監事（以下「役員」という。）の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

## (役員の報酬)

第2条 役員の報酬は、常勤の役員については、基本給、通勤手当及び賞与とし、非常勤の役員については、非常勤役員手当とする。ただし、地方独立行政法人大阪府立病院機構職員給与規程（以下「職員給与規程」という。）、地方独立行政法人大阪府立病院機構非常勤職員給与規程又は地方独立行政法人大阪府立病院機構院長等給与規程の適用を受ける職員（以下「職員」という。）が非常勤の役員を兼ねる場合は、非常勤役員手当を支給しない。

## (報酬の支給日)

第3条 報酬の支給日は、職員給与規程第7条の規定の例による。

## (基本給)

第4条 常勤の役員の基本給の額は、次の表のとおりとする。

区 分	基本給の額（月額）
理事長	1,140,000円
副理事長	930,000円

## (通勤手当)

第5条 通勤手当の額及び支給に関しては、職員の例による。

## (賞与)

第6条 賞与は、毎年6月1日及び12月1日（以下「基準日」という。）にそれぞれ在職する常勤の役員に対して支給する。これらの基準日前1か月以内に退職し、又は死亡した常勤の役員についても同様とする。

2 賞与の額は、基準日現在において受けるべき基本給の月額及びその月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、6月に支給する場合においては100分の210、12月に支給する場合においては100分の230を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて職員給与規程第35条第2項に定める割合を乗じて得た額とする。

3 前項の賞与の額を定めるにあたっては、大阪府地方独立行政法人評価委員会が行う業績評価の結果、役員としての業務に対する貢献度等を総合的に勘案するものとし、前項の規定による賞与の額の100分の10の範囲内で、これを増額し又は減額することができるものとする。

- 4 第2項の賞与に係る在職期間には、大阪府職員が退職し、その退職の日の翌日から役員となった場合におけるその者の大阪府職員としての在職期間を含むものとする。
- 5 第2項の賞与の一時差止処分その他賞与の支給に関しては、職員の例による。

(非常勤役員手当)

第7条 非常勤役員手当の額は、日額40,000円とする。

- 2 前項に定める額のほか、非常勤役員の勤務日数に応じ、通勤に要する費用の相当額を支給することができる。

(日割計算)

第8条 新たに常勤の役員となった者には、その日から基本給を支給する。

- 2 常勤の役員が退職し、又は解任された場合には、その日までの基本給を支給する。
- 3 常勤の役員が死亡により退職した場合には、その月までの基本給を支給する。
- 4 第1項及び第2項の規定により基本給を支給する場合における日割計算の方法については、職員の例による。

(報酬の支払方法)

第9条 役員の報酬は、当該役員の本人名義の預貯金口座への振込の方法により、その全額を支払うものとする。ただし、法令に基づき役員の報酬から控除すべき金額がある場合には、その役員に支払うべき報酬の金額から、その金額を控除して支払うものとする。

(端数の処理)

第10条 この規程により計算した金額に、1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(準用)

第11条 役員の報酬の支給については、この規程に定めるもののほか、職員の例による。

(退職手当)

第12条 役員の退職手当については、支給しないものとする。

附 則 (平成18年規程第4号)

(施行期日)

- 1 この規程は、平成18年4月1日から施行する。

(賞与の特例)

- 2 第6条の規定にかかわらず、平成18年6月1日から平成22年12月1日までの間における基準日(同条第1項に規定する基準日をいう。)に係る理事長及び副理事長の賞与の額は、それぞれの当該基準日に係る同条に定める額から、理事長にあってはその100分の15、副理事長にあってはその100分の10に相当する額(その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)を減じた額とする。

附 則（平成20年規程第73号）

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成20年規程第92号）

（施行期日）

1 この規程は、平成20年8月1日から施行する。

（報酬の特例）

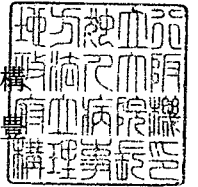
2 理事長及び副理事長の基本給の額は、平成20年8月1日から平成23年3月31日までの間において、第4条の規定にかかわらず、同条に定める額から、理事長にあつては、その100分の20、副理事長にあつては、その100分の18に相当する額を減じた額とする。ただし、手当の額の算出の基礎となる基本給の月額は、同条に定める額とする。

府病本第336号

平成20年9月10日

大阪府知事  
橋下 徹 様

地方独立行政法人大阪府立病院機構  
理事長 高杉



地方独立行政法人大阪府立病院機構役員報酬等規程について（届出）

平成20年9月10日付けで標記の規程の一部を改正したので、地方独立行政法人法第48条第2項の規定に基づき、別紙のとおり届け出します。

受取

平成20年9月26日

## 地方独立行政法人大阪府立病院機構 役員報酬等規程

制定 平成18年 4月 1日規程第 4号  
 改正 平成20年 3月26日規程第73号  
 改正 平成20年 7月29日規程第92号  
 改正 平成20年 9月10日規程第95号

## (目的)

第1条 この規程は、地方独立行政法人大阪府立病院機構（以下「法人」という。）の理事長、副理事長、理事及び監事（以下「役員」という。）の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

## (役員報酬)

第2条 役員報酬は、常勤の役員については、基本給、通勤手当及び賞与とし、非常勤の役員については、非常勤役員手当とする。ただし、地方独立行政法人大阪府立病院機構職員給与規程（以下「職員給与規程」という。）、地方独立行政法人大阪府立病院機構非常勤職員給与規程又は地方独立行政法人大阪府立病院機構院長等給与規程の適用を受ける職員（以下「職員」という。）が非常勤の役員を兼ねる場合は、非常勤役員手当を支給しない。

## (報酬の支給日)

第3条 報酬の支給日は、職員給与規程第7条の規定の例による。

## (基本給)

第4条 常勤の役員の基本給の額は、次の表のとおりとする。

区 分	基本給の額（月額）
理事長	1, 140, 000円
副理事長	930, 000円

## (通勤手当)

第5条 通勤手当の額及び支給に関しては、職員の例による。

## (賞与)

第6条 賞与は、毎年6月1日及び12月1日（以下「基準日」という。）にそれぞれ在職する常勤の役員に対して支給する。これらの基準日前1か月以内に退職し、又は死亡した常勤の役員についても同様とする。

2 賞与の額は、基準日現在において受けるべき基本給の月額及びその月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、6月に支給する場合においては100分の210、12月に支給する場合においては100分の230を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて職員給与規程第35条第2項に定める割合を乗じて得た額とする。

3 前項の賞与の額を定めるにあたっては、大阪府地方独立行政法人評価委員会が行う業績評価の結果、役員としての業務に対する貢献度等を総合的に勘案するものとし、前項の規定による

賞与の額の100分の10の範囲内で、これを増額し又は減額することができるものとする。

- 4 第2項の賞与に係る在職期間には、大阪府職員が退職し、その退職の日の翌日から役員となった場合におけるその者の大阪府職員としての在職期間を含むものとする。
- 5 第2項の賞与の一時差止処分その他賞与の支給に関しては、職員の例による。

(非常勤役員手当)

第7条 非常勤役員手当の額は、月額50,000円とする。

- 2 前項に定める額のほか、非常勤役員の勤務日数に応じ、通勤に要する費用の相当額を支給することができる。

(日割計算)

第8条 新たに常勤の役員となった者には、その日から基本給を支給する。

- 2 常勤の役員が退職し、又は解任された場合には、その日までの基本給を支給する。
- 3 常勤の役員が死亡により退職した場合には、その月までの基本給を支給する。
- 4 第1項及び第2項の規定により基本給を支給する場合における日割計算の方法については、職員の例による。

(報酬の支払方法)

第9条 役員の報酬は、当該役員の本人名義の預貯金口座への振込の方法により、その全額を支払うものとする。ただし、法令に基づき役員の報酬から控除すべき金額がある場合には、その役員に支払うべき報酬の金額から、その金額を控除して支払うものとする。

(端数の処理)

第10条 この規程により計算した金額に、1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(準用)

第11条 役員の報酬の支給については、この規程に定めるもののほか、職員の例による。

(退職手当)

第12条 役員の退職手当については、支給しないものとする。

附 則 (平成18年規程第4号)

(施行期日)

- 1 この規程は、平成18年4月1日から施行する。

(賞与の特例)

- 2 第6条の規定にかかわらず、平成18年6月1日から平成22年12月1日までの間における基準日(同条第1項に規定する基準日をいう。)に係る理事長及び副理事長の賞与の額は、それぞれの当該基準日に係る同条に定める額から、理事長にあってはその100分の15、副理事長にあってはその100分の10に相当する額(その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)を減じた額とする。



附 則（平成20年規程第73号）

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成20年規程第92号）

（施行期日）

1 この規程は、平成20年8月1日から施行する。

（報酬の特例）

2 理事長及び副理事長の基本給の額は、平成20年8月1日から平成23年3月31日までの間において、第4条の規定にかかわらず、同条に定める額から、理事長にあつては、その100分の20、副理事長にあつては、その100分の18に相当する額を減じた額とする。ただし、手当の額の算出の基礎となる基本給の月額は、同条に定める額とする。

附 則（平成20年規程第95号）

この規程は、平成20年10月1日から施行する。